

犬の登録受け付けと 狂犬病予防注射を行います

（環境課 ☎（40）2768

飼い犬の登録は生涯に一回、狂犬病予防注射は毎年一回行うことになっていきます。広島県獣医師会と江田島市では、新規登録の受け付けと狂犬病予防注射の実施のため、次の日程で市内を巡回します。犬を飼っている方は、都合の良い会場で接種してください。また、生後90日を超える犬を新たに飼い始めた方は、犬の登録と狂犬病予防注射を行ってください。

※今年は秋の臨時予防注射は行いません。必ず今回で注射を受けてください。

なお、かかりつけの動物病院等で予防接種を実施した場合は、動物病院で発行する注射済証明書をもとに、注射済票の交付手続きを行ってください。

犬の登録・狂犬病予防注射日程

月日	対象地区	場所	時間
5月10日(火)	能美	高田出張所	午前10時10分～50分
		江田島市役所本庁	午前11時10分～50分
		鹿川出張所	午後1時20分～50分
5月12日(木)	大柿	飛渡瀬老人集会所※	午前10時10分～40分
		柿浦消防屯所	午前11時～10分
		大君消防屯所	午前11時30分～50分
		深江連絡所	午後1時10分～20分
		呉農協大古支店	午後1時40分～50分
		大柿公民館	午後2時10分～30分
5月19日(木)	江田島	津久茂出張所	午前10時10分～20分
		宮ノ原公民館	午前10時40分～11時
		江田島支所	午前11時20分～40分
		江田島コミュニティセンター	午後1時～20分
		鷺部公民館	午後1時40分～2時
		秋月出張所	午後2時20分～30分
5月24日(火)	江田島	切申出張所	午前10時～11時
		エセギ会館	午前11時20分～30分
		幸ノ浦老人集会所	午後1時～10分
5月26日(木)	沖美	大須コミュニティホーム	午後1時30分～40分
		三高支所	午前10時～20分
		美能説教所	午前10時40分～50分
	市内全域	是長消防屯所	午前11時10分～20分
		沖美支所	午前11時40分～50分
		江田島市役所本庁	午後1時～30分
5月29日(日)	市内全域	大柿公民館	午後2時～30分
		三高支所	午前10時～20分
		沖美支所	午前10時50分～11時
		江田島市役所本庁	午前11時30分～正午
		大柿公民館	午後1時～30分
		江田島支所	午後2時～30分

※5月12日(木)の飛渡瀬老人集会所は、江田島町江南地区も対象です。

飼い犬が死亡した場合や飼い主が変わった場合、飼い主の住所が変わった場合などは届け出が必要です。
手続き先 上記日程の各会場、市役所本庁、支所

狂犬病予防注射済証

所有者(管理)者 住居 市 区 町 村 番地

氏名

犬の種別 犬の名称 性別 年齢 毛色 狂犬病予防注射済証の交付年月日 狂犬病予防注射済証の交付年月日

上記の犬に対して狂犬病予防注射を平成 年 月 日に行ったことを証明します。

実施者住所 市 区 町 村 番地

氏名

※(印字欄)より狂犬病予防注射済証の交付を受けてください。

動物病院などで発行する注射済証明書

料金について

新規登録手数料：3,000円
 注射代：2,500円
 注射済票交付手数料：550円
【料金の例】
 ●新たに犬を登録して注射する場合↓6,050円
 ●新たに登録する犬が病院で注射して、証明書を提出する場合↓5,500円

注射して、証明書を提出する場合↓3,550円
 ●登録済みの犬が注射する場合↓3,050円
 ●登録済みの犬が病院などで注射して、証明書を提出する場合↓5,500円

地震からわが家を守るための 無料診断と改修補助

（都市整備課 ☎（40）2773

「木造住宅耐震診断事業」を実施します。これは、耐震診断により木造住宅の耐震性を確認すること、市民の住宅の安全に対する意識向上を図り、地震に強いまちづくりを推進することを目的としています。診断に係る費用は無料で、募集戸数は10戸を予定しています。

申込受付期間
 5月9日(月)～6月30日(木)まで

※ただし、先着順で予定戸数に達すると期間中でも受け付けを終了します。詳しくは、都市整備課へお問い合わせください。

■耐震診断の対象住宅

- 市内にある木造の住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工
- 個人所有の専用住宅または併用住宅で階数は3階以下
- 賃貸用でないことなど
- 申込資格
- 住宅の所有者などであること
- 税金などの滞納がないこと

「木造住宅耐震改修促進事業」を実施します。これは、耐震改修に要した費用の一部を助成することで、耐震改修工事の実施を促進し、地震による建物の倒壊を未然に防ぎ、市民の生命、財産を守ることを目的としています。補助金の額は最大で60万円、募集戸数は2戸を予定しています。

申込受付期間
 5月9日(月)～10月28日(金)まで

※ただし、先着順で予定戸数に達すると期間中でも受け付けを終了します。詳しくは、都市整備課へお問い合わせください。

■耐震改修の対象住宅

- 市内にある木造の住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工
- 個人所有の専用住宅または併用住宅で階数は3階以下
- 賃貸用でないことなど
- 申込資格
- 補助対象住宅に居住している所有者または相続人であること
- 税金などの滞納がないこと

危険家屋の解体費用の一部を補助

（都市整備課 ☎（40）2773

今年度から「危険家屋除却事業」の認定要件を一部見直ししました。この事業は、市民の安全で安心な住環境の向上を目的に、老朽化した空き家の倒壊等により市民に危険が及ぶことを防止するため、解体費用の一部を補助し、危険家屋の解体を促す事業です。

見直しのポイント

- 1 対象の拡大（道路に限らず、現に使用されている住宅が隣接する場合も対象に加えました）
- 2 認定基準の緩和（不良度の判定項目を追加し、以前よりも認定を受けやすくなりました）

補助を受けるためには、下図のとおり事前に危険家屋の認定を受ける必要があります。基準を満たさない場合は、補助対象となりません。なお、過去に認定されなかった場合でも再申請が可能です。

補助額

- ・補助対象工事に要する経費の30%で最大30万円
- 認定の条件
- ・市内にある空き家の木造住宅
- ・危険度判定の基準値を超えること
- ・道路または現に使用されている住宅が存在する敷地に影響がある建物など

補助の条件

- ・危険家屋の認定を受けたもの
- ・市内業者へ発注すること
- ・危険家屋の所有者または相続人
- ・危険家屋のある土地の所有者
- ・税金等の滞納がないことなど

詳しくは、都市整備課へお問い合わせください。

申請の流れ

1. 危険家屋の認定申請（随時）
 2. 危険家屋の認定通知
 3. 補助金の交付申請（6月～）
 4. 補助金の交付決定
 5. 解体工事の実施
 6. 補助金の交付

※補助申請は先着順のため、申し込みの状況により期間中でも早期に終了する場合があります。